

松 山 大 学 論 集
第 34 卷 第 1 号 抜 刷
2 0 2 2 年 4 月 発 行

越智俊夫学長と松山商科大学の歴史（下）

川 東 埴 弘

越智俊夫学長と松山商科大学の歴史（下）

川 東 靖 弘

目 次

はじめに

1) 1986年1月～3月

2) 1986年度

(資料)「松山商科大学法学部設置認可申請書」について

(以上, 前号)

3) 1987年度

(本号)

(資料) ①「松山商科大学法学部設置認可申請に係る一部変更認可申請書」(1987年6月29日)について

②「松山商科大学法学部設置認可申請書(二次)」(1987年6月29日)について

③「松山商科大学法学部設置認可申請に係る補正申請書」(1987年10月28日)について

④「松山商科大学法学部設置認可申請に係る一部変更申請書」(1988年1月13日)について

4) 1988年度

おわりに

3) 1987年度

越智俊夫学長・理事長2年目。経済学部長は比嘉清松, 経営学部長は中川公一郎, 人文学部部長は千石好郎が続けた。経済学研究科長は伊達功, 経営学研究科長は岩国守男が続けた。

全学の校務体制は, 教務委員長は岩林彪が続けた。学生委員長は金村毅に代わって新しく増田豊が就任した(1987年4月1日～1989年3月31日)。入試委員長は新しく岡野憲治が就任した(1987年4月1日～1988年3月31日)。

図書館長は宮崎満が11月30日まで続け、12月1日から星野陽が就任した。経済経営研究所長は青野勝広が続けた。事務局長は7月から山崎敏夫が就任した。

学校法人面では神森智（1986年4月1日～1988年12月31日）、山口卓志（1984年1月1日～1987年11月）、高沢貞三（1984年1月1日～1990年11月30日）が引き続き理事を務め、越智理事長を支えた¹⁾

本年度、次のような新しい教員が採用された²⁾

経済学部

二神 孝一 1958年7月兵庫県生まれ、神戸大学大学院経済学研究科博士課程。講師として採用。経済学。

経営学部

石倉 文雄 1931年6月生まれ、京都大学法学部卒。教授として採用。税法。

立田 浩之 1941年2月広島県生まれ、広島大学大学院工学研究科修士課程。教授として採用。経営工学概論。

湊 晋平 1933年3月兵庫県生まれ、大阪大学工学部卒。教授として採用。経営工学。

酒井 達郎 1962年1月鹿児島県生まれ、日本体育大学大学院修士課程。助手として採用。体育。

人文学部

奥山 達 1926年6月東京府生まれ、東京大学文学部卒。教授として採用。国際事情。

また、法学部要員として藤井高美（法人所属、前愛媛大学法文学部教授）が教授として採用されている。なお、石倉（税法）、奥山（国際事情）、藤井（政

1) 『学内報』第124号、1987年4月1日。

2) 『学内報』第125号、1987年5月1日。『学園報』第75号、1987年4月1日。

治史)の採用は、法学部開設に向けての先取り人事であった。

4月1日、午前10時より愛媛県県民文化会館メインホールで入学式が挙行され、経済学部495名、経営学部515名、人文学部英語英米文学科145名、同社会科学131名が入学した。また、経済学研究科修士課程は4名、経営学研究科修士課程は3名が入学した。従来は本学体育館で行なわれていたが、今年度から会場を変えた。なお、愛媛県県民文化会館は前年度オープンした。

越智学長は式辞において、建学の三恩人を讃え、校訓三実主義を述べ、法学部の増設を説明したあと、現代はスピーディに変化している複雑な時代であり、難しい選択をせまられることもあります。積極的に自分の力でチャレンジしてくださいと、激励した³⁾。

「本日の栄えある入学式式典にご多忙にも拘りませず多数ご来賓の方々にご臨席いただきましたことを教職員一同を代表致しまして厚く御礼申し上げます。また、ご子弟の嬉しいご入学の日をご家庭にあって心待ちになさってましたご父兄の方々に対しまして心からご入学おめでとうございましたと申しあげます。

さて、60有余年の長い輝かしい伝統をもつ松山商科大学へ見事入学なされた新入生の皆さん、また松山商科大学大学院へ進学された皆さん、皆さんはただいまの代表者の宣誓署名により大学の学生、大学院の院生となりました。ここに改めて学長としてこのことを確認いたします。

この式典は一年前にオープンいたしました愛媛県民の誇りとする立派な県民文化会館でとり行っておりますが、いずれゆっくと松山城の北、味酒野にある松山商科大学のキャンパスに定着して貰わなければなりません。そのキャンパス、東の正門を入りますとすぐ右手に本学の創立者松山

3) 『学内報』第125号、1987年5月1日。『学園報』第75号、1987年4月1日。

出身の新田長次郎翁の胸像があります。さらに西の教室の方へ歩みを進めますと松山高等商業学校初代校長の加藤彰廉先生、さらに西へ行きますと創立当時の松山市長加藤恒忠先生の胸像が皆さんを見守っております。新田長次郎翁、号して温山、加藤彰廉先生、加藤恒忠先生、号して拓川、この三先生を私達は建学の三恩人とあがめています。

なぜこのような事を申したか？単に懐古趣味ではありません。私の年齢の為せることでもありません。歴史をひもといてみましょう。ご承知のように大正時代は高等学校、高等専門学校、大学など高等教育機関が数多く時代の要請に応じてできています。この四国でも官立の高専をつくろうという声があがり地元、県、市、教育界、産業界あげて、松山に高等学校新設をと猛運動を起こしたのであります。そして、大正八年に誕生しましたのがいまの愛媛大学法文学部、理学部の前身であります旧制松山高等学校であります。それに刺激を受けまして地元ではその位置、交通の便、風土、名勝、人情風俗、産業経済、教育などの諸々の立場から、学生を本体に地域の利害も考え、松山に私立の高等商業学校を設立しようと言う声があがりました。先に申しました新田温山翁の郷土の子弟を思う心情が多額の金員の拠出となり、当時の県・市の物心両面からする積極的なご協力もあり、ここに大正十二年私立松山高等商業学校が現在の城北の地に呱呱の声をあげたのであります。当時の市長が先に申しました加藤拓川先生、初代校長に迎えられましたのが加藤彰廉先生であります。胸像の裏にありますこれら建学の三恩人の碑文を良く読んで肝に銘じておくようまずお願いします。初代校長加藤彰廉先生の開校式における式辞の一節を引用しましょう。

『本校の教育方針について、学理の研究は申すまでもありませんが徒に空論に馳せて実地に遠ざかり或いは詰め込み主義に偏して運用の才を欠くがごときはこれを排し、勤勉、努力、着実、剛健、学理と相俟って進取活動的有用の才幹たらしめんと欲するものであります』

この創立当初の教育方針はやがて真実・忠実・実用という三実主義の校

訓校是として開花します。ここで真実とは、真理、真実を求めて止まない姿、学理の研究ということです。忠実とは自分に対してうそ、偽りのないこと、他人に対して思いやりの心をもつということです。そして実用とはそうすれば当然の結果でしょうが社会の役に立つ、空論に終わらないという事です。

この真実、忠実、実用からとった三実主義は今に至るまでその後の教職員の心となり歴代の学生に、またその教えを忠実に守って現在まで連綿とつながっています。このことは昭和はじめにつくられその儘いまに引き継がれ学生諸君の青春の賦となっています。校歌、学歌の歌詞にも組み込まれています。学歌の第一節は『松山商大この名に栄あれ、校訓三実我が身に体して…』で始まり『勇猛精進 三実報国 松山商大この名に栄あれ』でその第三節を終わっています。入学したら早速に学歌を覚えて高歌放吟してください。建学の三恩人、建学の精神である三実主義のことをくどくど申し過ぎたかも知れません。古い、ダサイといわないでいただきたいものです。

皆さんにそれほど関係のない学内のことを恐縮ですがちょっと申し上げましょう。本学では昨年、現在の経済、経営、人文の三学部が続いて新たに定員 200 名の法学部の増設を文部省に申請いたしました。文部省の審査は二年がかりで行われます。そして、一年目の審査には学内外のご協力のお陰でパスいたしました。このまま格別の支障もなく順調にいきますと、来年四月から法学部の新設が認められ、本学も文科系総合大学として一層の飛躍をいたす予定でございます。昨年たびたび文部省と折衝しております直接に感じましたことを率直に申し上げます。『おたくは、元の松山高商でしたね。長い歴史のある大学ですね。』こんな言葉を、そんな嬉しい言葉を何度も何度も関係者からかけられました。歴史をもつということの有難味をしみじみと感じたのであります。

いま日本には 474 校という数の大学があります。大学が偏差値、入試競

争倍率で争う時代は終わろうとしています。これからは他の大学にない個性、特色で競い合う時代です。私立大学は国立大学と違ってそれぞれの建学の精神をもっております。これまた341校という数の私立大学のなかで長い輝かしい歴史を教職員、卒業生、在学生の三位一体で支えてきた松山商科大学の誇りを皆さんに示したかったためです。

本日入学の皆さんは21世紀を担う主人公です。21世紀を迎える現代はスピーディーに変化している複雑な世の中です。常に難しい選択、選別を求められるでしょう。それは苦しいことです。でも積極的に自分の力でそれにチャレンジしなければなりません。自らのリスクで答えを出さなければなりません。21世紀は皆さんの時代です。これからの松山商科大学での学生生活で21世紀の課題に逞しくチャレンジする気概と的確に答えることのできる自力を養ってください。

本日は本当におめでとうございました。

昭和62年4月1日

松山商科大学学長

越智 俊夫⁴⁾

本年度も法学部設置認可申請に向けて、準備がなされた。とりわけ、「第1次申請」に対し、文部省から「留意事項」（1987年2月2日）がついたため、それへの対応に追われることになった。

そして、その対応作業（教育課程の変更、教員の交替等）が終わり、6月29日に、学校法人松山商科大学は文部省（文部大臣塩川正十郎）に対し、「松山商科大学法学部設置認可申請に係る一部変更認可申請書」と「松山商科大学法学部設置認可申請書（二次）」を提出した。

4) 松山大学総務課。

「松山商科大学法学部設置認可申請に係わる一部変更認可申請書

昭和62年6月29日

文部大臣 塩川正十郎殿

学校法人 松山商科大学

理事長 越智 俊夫

昭和61年7月30日付けで申請の松山商科大学法学部の設置に係る一部を変更したいので、よろしくお取り計らい願います⁵⁾」

その目次は次の通りであった⁶⁾

Ⅰ. 変更事項を記載した書類

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 教育課程に関すること | 1 - 1 |
| 2. 教員の変更 | 1 - 2 |
| 3. 設備に関すること | 1 - 3 |
| 4. 役員の変更 | 1 - 4 |
| 5. 経費および維持方法に関すること | 1 - 5 |
| (添付資料) | |

Ⅱ. 新旧対照表

- | | |
|----------------------------------|-------|
| (1) 授業科目の概要の変更 | 2 - 1 |
| 1. 専任教員配置人員の変更 (外国語 英語) | 2 - 1 |
| 2. 同 (外国語 ドイツ語, フランス語) | 2 - 2 |
| 3. 同 (保健体育科目) | 2 - 3 |
| 4. 同 (民法Ⅱ) | 2 - 4 |
| 5. 授業科目の追加変更 (刑法, 並びに授業を行う年次の変更) | |

5) 国立公文書館所蔵「松山商科大学」より。

6) 同。

	民事訴訟法, 刑事訴訟法)	2 - 5
6.	授業科目の名称変更および授業を行う年次の変更	
	(経済原論Ⅲ・経営学概論)	2 - 6
(2)	教員組織の概要の変更	2 - 7
(3)	学則(案)の変更(授業科目の追加変更, および名称の変更)	2 - 8
(4)	教員の変更	2 - 9
1.	個人調書番号 1 (担当授業科目の追加)	2 - 9
2.	個人調書番号 24 (担当授業科目の変更および就任予定 年月の変更)	2 - 10
3.	個人調書番号 93 (担当授業科目の変更)	2 - 11
4.	個人調書番号 97 (担当授業科目の追加変更)	2 - 12
5.	個人調書番号 100 (担当授業科目の変更)	2 - 13
6.	個人調書番号 108 (担当授業科目の名称変更および 就任予定年月の変更)	2 - 14
7.	個人調書番号 118 (担当授業科目の名称変更)	2 - 15
8.	個人調書番号 (教員の交替)	
9.	個人調書番号 (教員の交替)	
10.	個人調書番号 (教員の交替)	
11.	個人調書番号 (教員の交替)	
12.	個人調書番号 (教員の交替)	
13.	個人調書番号 (教員の交替)	
14.	個人調書番号 (教員の交替)	
(5)	設備の概要の変更	
(6)	役員の変更	
(7)	専門科目履修細則(案)の変更	
(8)	経費および維持方法の変更	

Ⅲ. 変更後の書類

- (1) 大学等の概要を記載した書類
- (2) 設置の趣旨および特に設置の必要とする理由を記載した書類
- (3) 松山商科大学学則（案）
- (4) 学長および教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
- (5) 役員の名簿及び履歴書
- (6) 経費および維持方法を記載した書類

Ⅳ. 留意事項への対応について

Ⅴ. 入学状況について

また、同時に提出した「松山商科大学法学部設置認可申請書（二次）」の目次は次の通りであった⁷⁾

- 「 1. 職員の採用計画を記載した書類
 2. 学長及び教員の氏名、経歴の概要などを記載した書類
 3. 教員の履歴書、教育研究業績書、職務調書、及び就任承諾書並びにこれらのものの就任に係る所属長の承諾書
 4. 設備の概要を記載した書類 」

そして、8月28日、学校法人松山商科大学は文部省に「昭和63年度開設予定 松山商科大学法学部設置認可申請書関係資料 総括表」を提出した。その目次は次の通りで、これまでの申請書をまとめたものであった⁸⁾

「 目次

1. 校地、校舎配置図

7) 国立公文書館所蔵「松山商科大学」より。

8) 同。

2. 校地の整備状況
3. 校舎等の建築状況
4. 図書館の整備状況
5. 資金計画等
6. 学生納付金
7. 専任教員の一覧表
8. 大学の管理運営組織等
9. 学内諸規程の整備状況
10. 教員組織等について
11. 特に設置を必要とする理由及び学生確保の見通し
12. その他 」

さらに、10月28日、学校法人松山商科大学は、文部省に対し、「松山商科大学法学部設置認可申請に係る補正申請書」を提出した。それは、去る、6月29日付けで申請した書類（2次）の補正であった。その目次は次の通りであった⁹⁾

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| 「1. 補正事項・補正の理由を記載した書類 | |
| A. 補正事項・補正の理由を記載した書類 | A-1 |
| B. 教育課程の変更 | B-1 |
| 2. 設置する大学等の概要を記載した書類（様式第2号） | 1-1 |
| 3. 設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類 | |
| 4. 学長及び教員の氏名、経歴などを記載した書類（様式第3号） | 4-1 |
| 5. 今回の補正申請に係る学長及び教員の個人調書 | |
| | （様式第4号その1～その5） ①-1 |

9) 国立公文書館所蔵「松山商科大学」より。

6. 複数の授業担当科目で、「不可」となった科目を減じて担当する場合は、その者に係る就任承諾書（様式第4号その4）」

なお、「松山商科大学法学部設置認可申請に係る一部変更認可申請書」（昭和62年6月29日）「松山商科大学法学部設置認可申請書（二次）」（昭和62年6月29日）、「松山商科大学法学部設置認可申請に係る補正申請書」（昭和62年10月28日）については、本年の末尾で資料①②③として掲げ、その大要を紹介しよう。

ところがである。文部省からの法学部設置認可への「留意事項」への対応は、かなり激務な作業であった。その中心であった山口卓志理事・法学部設置委員長は、法学部第2次認可申請書提出（6月29日）後体調を崩し、悪性リンパ腫におかされ、松山市文京町の松山日赤病院に入院され、3カ月にわたり病魔と戦いながら、11月7日午後10時47分死去された。47歳であった。法学部申請に伴う悲劇であった¹⁰⁾

9月26日、大学院の入試が行なわれた。経済学研究科は受験生はいなかった。経営学研究科は2名が受験し、1名が合格した¹¹⁾

11月15日、1988年度の推薦入試が行なわれた。それは次の通りである¹²⁾

	推薦募集人員	志願者	合格者
経済学部	約90名	129名	123名
経営学部	約90名	141名	141名
人文英語	約20名	19名	19名
同 社会	約30名	30名	29名

10) 『学内報』第132号, 1987年12月1日。

11) 『学内報』第130号, 1987年10月1日。

12) 『学内報』第132号, 1987年12月1日。『学園報』第78号, 1988年4月1日。

11月26日、山口卓志教授死去にともなう評議員補欠選挙があり、人文学部長の千石好郎が選出された。また、12月1日、理事欠員による理事選挙が行なわれ、宮崎満教授が選出され、12月1日から理事に就任し（総務担当）、越智理事長を補佐することになった。なお、任期は前任者の残任期間となるため、1989年12月31日までであった¹³⁾

本年度も、学生の自主的研究活動の場である、第34回全日ゼミ（日時未確認、富山大学）、第27回中四ゼミ（11月28～29日、徳山大学）が開かれた¹⁴⁾

12月3日、経営学研究科長の任期満了に伴う科長選挙があり、岩国守男教授が再選された（～1990年3月31日）¹⁵⁾

12月18日、法学部の設置認可が文部省の審査会を通過し、12月23日に文部大臣より認可証が交付された。それは、次の通りである¹⁶⁾

〔校高 第8の80号 学校法人松山商科大学〕

昭和61年7月31日付けで申請の松山商科大学法学部の設置を、下記のように認可します。

ついては、施設、設備、教員組織等に関する年次計画は、申請どおり、確実に履行してください。

昭和62年12月23日

文部大臣 中島 源太郎

記

1 名称 松山商科大学

13) 『学内報』第132号、1987年12月1日。『学園報』第77号、1987年4月1日。

14) 松山商科大学経済学部清野ゼミナール『AD2001』第6号、1988年3月。清野ゼミは参加、発表している。

15) 『学内報』第132号、1987年12月1日。

16) 国立公文書館所蔵『松山商科大学』より。『学内報』第133号、1988年1月1日。『学園報』第77号、1988年3月15日。

- 2 位置 愛媛県松山市文京町4番地2
- 3 学部・学科及び定員
法学部法学科 入学定員200人 収容定員800人
- 4 修業年限 4年
- 5 開設年次 第1年次
- 6 開設時期 昭和63年4月1日」

そして、文部省高等教育局長より、次のような通知があった¹⁷⁾

「学校法人

松山商科大学理事長殿

文部省高等教育局長

阿部 充夫

松山商科大学法学部の設置について（通知）

昭和61年7月31日付けで申請のあった、松山商科大学法学部の設置は、別紙のとおり認可になりましたが、下記の事項に留意の上、その実施に遺漏ないようにお願いします。

なお、この留意事項に対する履行計画を、昭和63年3月31日までに報告してください。

また、施設、設備、教員組織に関する年次計画については、その履行状況を、完成に至るまで毎年度報告するとともに、年次計画に重大な変更を加えようとするときは別途通知するところにより、予め文部大臣の承諾を受けて下さい。

記

コース制による履修指導については、教育効果が上がるよう十分配慮す

17) 国立公文書館所蔵『松山商科大学』より。

ること」

法学部設置については、前年12月23日に認可を受けたが、その後、また、変更が生じたので、1988年1月13日、学校法人松山商科大学は、文部省に対し、「松山商科大学法学部設置認可申請書に係る一部変更書」を提出した。それは「昭和62年10月28日付けの松山商科大学法学部設置認可申請書に係る補正申請について一部変更したいので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします」というもので、その目次は次の通りであった¹⁸⁾

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 「 1. 変更内容を記載した書類 | 1 - 1 |
| 2. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類（様式第3号） | 4 - 1 |
| 3. 今回の補正申請に係る教員の個人調書（様式第4号） | 1 - 1 - 1」 |

この変更書についても、本年の末尾で資料④として掲げ、その大要を紹介しよう。

1月20日、法学部校舎（7号館）が竣工した。

2月1日、越智理事長ら学校法人は、法学部開設準備に入った。法学部開設準備委員会委員として、委員長に高沢貞三、委員に石倉文雄、石原善幸、中原成夫、前田繁一、三好登、高橋紀夫、松村英介、森田邦夫を任命し、又開設準備の事務職として、猪野道夫、奥村泰之を任命した¹⁹⁾

また、同日、越智理事長は「松山商科大学キャンパスプラン会議」を設置し、委員（理事、学部長、図書館長、研究所長、学生委員長、教務委員長、事務局長、管理課長）を指名し、学園整備の基本構想と施行順位を諮問した²⁰⁾

18) 国立公文書館所蔵『松山商科大学』より。

19) 『学内報』第135号、1988年3月1日。

20) 同。

2月9日～12日にかけて、1988年度の一般入試が行なわれた。9日が経営学部、10日が経済学部、11日が人文学部、そして12日が新設の法学部の試験であった。募集人員は臨時定員増により、経済400名、経営400名、人文英語100名、社会120名、法学部200名であった(推薦を含む)。試験会場は、本学、大阪(大阪YMCA会館)、岡山(岡山学院岡山校)、広島(広島工業大学)、福岡(水城学園)、高松(高松予備校)の6会場であった。検定料は2万4,000円。志願者は経済学部2,962名、経営学部2,994名、人文学部英語英米文学科570名、同社会学科898名、法学部1,988名、合計9,412名、であった。合格発表は2月20日。経済学部1,087名、経営学部1,049名、人文学部英語英米文学科339名、同社会学科395名、法学部669名、合計3,539名を発表した。なお、学費は入学金17万円(前年度16万円)、授業料38万円(前年度36万円)、施設設備費10万円(前年度9万円)、その他3万4,850円、合計68万4,850円で²¹⁾昨年度より4万円値上げした。

なお、この時の入試で、入試問題のミス、誤配があった。9日の経営学部の午前の国語試験問題で、問題一の設定問(2)で解答欄がないというミスが発生し、さらに午後の経営学部の英語入試問題で、大阪会場で翌日の経済学部の英語の入試問題が配られるという誤配がおきた。誤配にすぐ気づいたが、後の祭り、急遽本部からファックスで経営の英語問題を送り、コピーして試験して乗り切った。そして、10日の経済学部の英語入試問題はもはや使用できないので、予備問題で試験がなされた。この誤配という不祥事について、新聞報道された記事は次の通りである。

「九日、大阪市西区の大阪YMCA会館会館で行われた松山商科大学(松山市文京町、越智俊夫学長)の経営学部の入学試験で、誤って翌日の経済学部の問題が配られた。

21) 『学内報』第135号、1988年3月1日。『学園報』第78号、1988年4月1日。

間違って配布されたのは英語の試験用紙で試験開始後、まもなく係員がミスに気づき回収。松山市の入試本部から正規の問題用紙をファックスで取り寄せ、コピーして配り直し試験を再開した。

この混乱で午後一時半からの英語の試験は約三十分から一時間中断した。受験生が翌日の問題を数分間見たことになったため、大学側では『予備の問題を使って試験を実施する』ことを急ぎょ決めた。

試験問題は松山から封をして職員が現地まで運んだが、封筒の表には『菅英語』とあった。試験問題用紙には表紙の左上にアルファベットの記号で経済学部を示す『E』が記入されていたが、配る前に確認しなかったらしい。

ファックスが送りだされた本物の問題はところどころが字がつぶれて見えにくい箇所もあり、大学側は黒板に正しい表現を書くなどしたため試験時間を五分間延長した。

九十八人の受験生のうち十日に東京や京都の他大学の試験を受ける六人は、移動が間に合わなくなるため、特別に配慮、別室で約三十分後に試験を実施。その他の学生は約一時間、再開が遅れた。

大阪での試験は九日が初日。この日午前九時半から国語と数Ⅰ、地理、世界史、日本史、政経、簿記のうち一科目、それに午後から英語の順で試験が行われた。

係員の一人は間違いに気付いた時は『頭が真っ白になった』という。

同大学入試本部によると、問題の英語試験問題は、受験者数が確定したあと二月初めに茶封筒一個に入れ封をした。この時解答用紙（マークシート）は経営学部のものだったが、問題用紙は間違えて経済学部の英語問題冊子を入れた。封筒は『菅 英語』と表書きされており、試験当日の配布直前まで開けないことになっている。

同本部では、九日夜入試委員会を開き、対策を検討した結果、誤って配布された問題は十日の経済学部の問題としては使えない、と判断。予備と

して準備していた問題を使って試験を行うことを決めた。予備問題の解答はマークシート式になっていないが、大学側では試験開始前に各会場で受験の公平を期すためやむを得ずとられた措置であることを受験生に説明し、了承を求めることにしている。

これに対し大阪での試験場の受験生の父親は『英語の問題で他学部の問題が配布され、あわてて回収された。ファックスとコピーによる用紙はアルファベットが見えにくかったようだ。他の試験場と比べ大きなハンディになった』と憤っている。

岡野憲治入試委員長の話。初歩的なミスで大阪での受験生に迷惑をかけ、申し訳ない。一層気をつけたい」²²⁾

この誤配問題はマスコミに報道され、マスコミが大学に押し寄せ、大騒動となった。徹夜で英語の予備問題をもとに問題を作成・印刷し、10日の経済学部の試験を乗り切った。

2月13日、経営学部長の任期満了に伴う経営学部長選挙が行なわれ、中川公一郎教授が再選されている（1988年4月1日より2年間）²³⁾

2月25日、任期満了に伴う経済学研究科長選挙が行なわれ、伊達功教授が再選された（1988年4月1日より2年間）²⁴⁾

3月19日、第37回卒業式が挙行された。経済学部426名、経営学部475名、人文英語105名、同社会115名が卒業した。また、経済学研究科修士課程は2名、経営学研究科修士課程は7名が修了した²⁵⁾

越智学長は式辞において、皆さん方はこれから漕ぎだす社会に期待と共に一抹の不安を感じているのではないかと思います。健康という言葉を錢にくりたい、健康とは肉体的、精神的健康は勿論、前向きに社会に適応して行く姿

22) 『愛媛新聞』1988年2月10日。

23) 『学内報』第135号、1988年3月1日。『学園報』第77号、1988年3月15日。

24) 『学内報』第136号、1988年4月1日。

25) 同。

勢を意味しています、と激励した²⁶⁾

「ただいま、伊達経済学研究科長、岩国経営学研究科長と一緒に、大学院修士課程修了生9名に、また、比嘉経済学部長、中川経営学部長、千石人文学部長と一緒に、大学卒業生1,121名の方々に、それぞれの代表の方を通じて、学位記並びに卒業証書を授与いたしました。

皆さん一人一人は、自分の名前入りの証書を手になれ、自分の眼で確かめられ、これで松山商科大学を卒業したという実感をこもごも抱かれることでしょうか。入学以来のあれこれの思い出のシーン。いろいろ切磋琢磨しあった友達の顔、そのような状況を包む味酒野のキャンパス、御幸キャンパス、久万の台グラウンド、それらを高くから見おろしていた松山城の天守閣。そんな光景が、いま皆さんひとりひとりの脳裡を去来していることでしょうか。脳生理学者でもない、心理学者でもない私は、そんなことを憶測するだけです。しかし、ただ、皆さんが本日、松山商科大学大学院を修了された、松山商科大学を卒業されたということは、ただ一つの事実です。この事実に対しまして、教職員すべてを代表して、お一人お一人に心からお芽出度うと、ご祝詞を申し上げます。

また、本日は、皆さんのご卒業を祝って、文部大臣を始め多くの方々から、ご祝詞、ご祝電をいただき、地域社会を代表するお歴々多数の同窓会員の方々のご来臨を賜っております。皆さんと共に厚く御礼を申し上げます。

さらに、本日はご子弟の卒業式にと、ご父兄の多数の方々にお慶びの式典にご参列いただいておりますが、皆さんの成長をここまで親身に見守りつづけられましたご父兄各位に対しまして、私からご子弟に代わりまして、有難うございましたと感謝申し上げます。

26) 『学内報』第136号、1988年4月1日。

ところで、皆さんが巢立られる松山商科大学は、この4月から一学年定員200名の法学部法学科を増設いたします。既存の3学部4学科に加えて、文科系の総合大学としてスタートいたします。その入試も無事終わり、今は入学式を待つばかりです。

皆さんが入学され、卒業される松山商科大学は、いわゆる文科系でも歯抜けで、これで歯並が完全に揃いました。大きな器となりました。広い世界で生きる人ほど自由闊達に生きられるということが真実でありますれば、4年後には新生商大の卒業生を送り出すこととなります。昭和68年以降の18歳人口の激減期を迎え、大学の栄枯盛衰が現れると思いますが、商大は、皆さんの出身校、母校として大きくここで発展しつづけると確信いたしますので、皆さん自身も胸を張って、商大卒業生として実社会で頑張ってください。

それはそれとしまして、本日卒業される皆さんは、幼稚園から、小、中学校、高等学校、大学と教育課程を一応終えられました。その間、まずは、ご父兄、ご親族、隣近所の方々から始まって、先生、友達とその交わる輪を広げられてきました。その間、ご親族は別として、いろいろな他人とのつきあいを経験した筈です。そして、いままでいろいろな他人とのかかわりあいの中で、他人の中に自分のないもの、欠けているものを見出し、その他人から栄養を吸収する努力をして、ここまで大きく自己成長されてきたのです。と同時に、他人は他人で、皆さんひとりひとりの中にあるその人のないもの、欠けているものを皆さんの中に見つめてきたのです。それが個性をもった人々の共存社会です。皆さんが漕ぎ出す社会は、また会社などの職場は、未知のものであり、動きが激しいものであるだけに、皆さんはいまそれぞれに期待を抱きながら、一抹の不安を感じているのではないかと思います。いままで皆さんが学ばれた他人とのかかわりあいを、新しい社会、職場で推し進めれば、それでいいのです。

そのためにここで、WHO憲章がいつている『健康とは、病気でないと

いうことではありません。前向きに取り組めるような、精神、肉体、そして社会的適応、状況をいうのです。』という健康の定義を饒の言葉として贈ります。肉体的、精神的健康は勿論、前向きに社会に適応していく姿勢、それは、さきほど申しました他人とのかかわりあい、すなわち他人の中に自分のないもの、欠けているものを見出だし、その他人から栄養を吸収しつづける努力を怠らないことをいうのだらうと思います。他人との交わりの中で、それぞれの人々が、そうして成長していくことを、健康という言葉は意味しているのです。

どうか健康で、ということで式辞を結ばせていただきます。

昭和63年3月19日

松山商科大学学長 越智 俊夫²⁷⁾

3月16、17日、大学院の入試が行なわれ、経済学研究科修士課程は3名が受験し、2名が合格した。博士課程は1名合格した。経営学研究科修士課程は4名が受験し、2名が合格した。博士は1名が合格した²⁸⁾

3月31日、経営学部の井出正（心理学等）が退職した。また、高尾典史（英語）が退職し、転職した²⁹⁾

**（資料）①「松山商科大学法学部設置認可申請に係る一部変更認可申請書」
（1987年6月29日）について**

これは、文部省からの「留意事項」への対応とその後の変更のためで、目次に添い、その大要を紹介しよう。

27) 松山大学総務課。

28) 『学内報』第136号、1988年4月1日。『学園報』第78号、1988年4月1日。

29) 『学内報』第136号、1988年4月1日。

〔Ⅰ．変更事項を記載した書類

1．教育課程に関すること

○名称の変更

旧	新	変更理由
刑法	刑法Ⅰ，Ⅱ	留意事項（刑法の設置科目・単位数・履修方法などを再検討すること）の対応として刑法Ⅰ（総論）および刑法Ⅱ（各論）の2科目に追加変更した。
経営学概論	経営学原理	既設学部の科目変更
経済原論Ⅲ	経済原論	同

○履修方法の変更

旧	新	変更理由
共通科目6科目 24単位以上	共通科目6科目 24単位以上	
A群6科目 24単位以上	A群7科目 28単位以上	留意事項（共通科目・A・B群の履修単位が同数であるが重要性に応じて履修単位等を検討すること）の対応として、履修単位を変更した。
B群6科目 24単位以上	B群5科目 20単位以上	

○授業を行う年次の変更

	旧	新	変更理由
民事訴訟法・刑事訴訟法	2・3年次	3年次	手続き法は高年次 配当とするため

○専任教員数の変更

英語	昭和62年4月1日付けで助教授の2名が教授に昇格および 外国人特別講師2名を追加したことによる変更
ドイツ語	昭和62年4月1日付けで助教授の各1名が教授に昇格した

ことによる変更

- フランス語 昭和62年4月1日付けで助教授の各1名が教授に昇格したことによる変更
- 保健体育 昭和62年4月1日付けで専任助手1人採用したことによる変更
- 民法Ⅱ 昭和62年4月1日付けで助教授が教授に昇格したことによる変更
- 民事訴訟法・刑事訴訟法 留意事項（民事訴訟法と刑事訴訟法の担当者を区別すること）への対応として、金山丈一氏を民事訴訟法の担当者から刑事訴訟法の担当者に変更したことによる。

2. 教員の交替

○教員の交替

担当科目	旧	新	変更理由
民事訴訟法	金山丈一	三谷忠之 (香川大法, 兼任講師)	留意事項への対応として民事訴訟法は金山丈一氏, 刑事訴訟法は三谷忠之氏が担当することによる変更
商法Ⅰ	森田邦夫	平田伊和男 (広島大法, 兼任講師)	専門教育の一層の充実をはかるため
無体財産権法	松田奎吾	長尾貞吉 (弁護士, 兼任講師)	松田氏死去のため
企業法務	森田邦夫	松島成多 (三菱電機法務部)	実務家登用のため
商法Ⅱ	高橋紀夫	越智俊夫	商法の専門知識を充実させるため

- ③履修方法について、A群6科目24単位以上を、7科目28単位以上に、B群6科目24単位以上を、5科目20単位以上に変更
- ④経済原論Ⅲを経済原論に、経営学概論を経営学原理に名称変更
- (8) 経費及び維持方法の変更(略)

Ⅲ. 変更後の書類

- (1) 大学等の概要を記載した書類(略)
- (2) 設置の趣旨及び特に設置の必要とする理由を記載した書類(略)
- (3) 松山商科大学学則(案)(略)
- (4) 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類(略)
- (5) 役員の名簿及び履歴書(略)
- (6) 経費および維持方法を記載した書類(略)

Ⅳ. 留意事項への対応について

- I. コース制設定の趣旨に即した特色ある履修方法等について更に検討すること

- (1) コース制設定の趣旨

国際化・情報化が急速な展開をみせる現代社会では新しい法的環境への対応が求められている。本学は三実主義(真実・忠実・実用)を教育理念とし、法学部は「諸問題の合理的解決及び正しい法的秩序の形成に貢献することを企図している。そして、「法学に関する基礎的知識の修得、法的実践能力の養成」(本学部の教育目標)がすべての職種で要請されているだけでなく、市民生活の中でも重視されるようになっている。

このような社会的状況の下では、学生の希望する進路に可能な限り対応できるように学科目編制をすることが学生の目標を明確にし、学習意欲を高める有力な手段であり、同時に法学の実践的性格の強さを反映させる方向でもある。

これらの諸条件を充足する具体的な方法として、コース制を設定

した。上記の目的をコース制と組み合わせ、本学部に、企業法コース、公法・政治コース、生活法コースの三コースをおくことにした。各コースの内容は(3)で述べる通りである。

(2) 学科目編制の方針と意義

① 一般教育等

一般教育科目については、人文、社会、自然の三分野区分をしているが、このうち人文科学分野については特に「哲学」「論理学」等において思考的態度を養うとともに「文章表現」を加えて現代学生の弱点を補強している。なお、この分野では11科目中3科目12単位以上の修得を必要とする。

また、社会科学分野では現代の国際化と地域社会の動向に対応するものとして、「国際関係論」「国際事情」「地域と福祉」および「婦人論概説」を設け、12科目中3科目12単位以上の修得を必要とする。

自然科学分野においてはコンピューター化社会の実状を配慮し、特に「コンピュータ概論」をおいている。この分野では10科目中2科目8単位以上を修得させることとした。

外国語科目については「英語」を8単位以上、「ドイツ語」「フランス語」「中国語」「スペイン語」のうちいずれかを6単位以上とし、保健体育は4単位を必要とする。

なお、「一般演習」は、1年次配当科目であり、学生の学習と生活の両面にわたって、学生相互はもとより、教員との交流を目指したものである。

② 専門教育科目

a 専門教育科目の履修においては、まず法学部に必要とされる基礎的な科目を全コースに「共通科目」としておいた。

A 群には将来の進路を考慮して、それぞれのコースにふさわ

しい重要科目をおいている。

科目履修上の重点を、各コースを特徴づける専門科目が集中しているA群におくこととし、第一次申請次案（別表1-A群）に1科目4単位をB群から移行した。

b コース制による単位履修方法は次の通りである。

- ① 法学部の基礎的科目としての「共通科目」は、必修科目としての憲法、民法概論、企業法通論の3科目（12単位）を含めて6科目（24単位）以上を履修する。
- ② コース別選択科目としての「A群」は、法学部学科目の実践的性格から設定されたコース制による3コースのそれぞれ主要専門科目であり、専門演習・演習特講のいずれか1科目を含む7科目（28単位）以上履修する。
- ③ コース別選択科目としての「B群」は、各コースに幅広い専門知識をもたせるためのものであり、5科目（20単位）以上を履修する。
- ④ コース別選択科目としての「C群」は、各コースに総合的・学際的な知識をもたせるためのものであり、3科目（12単位）以上履修するが、既に「共通科目」「A群」「B群」で修得した最低必要単位以上の単位については「C群」の単位として認める。

以上、「共通科目」「A群」「B群」「C群」について21科目84単位以上を履修する。

c なお、各コースの特色を示すため、それぞれの履修モデルを別紙（別表3）のように作成した。履修モデル表では、各コースの共通科目について必修科目3科目を含む主要科目7科目選択させるようにした。A群は各コース重要科目を8科目選択させ、B群は各コース6科目を選択させる。C群は各コース1科

目づつ主要選択科目を表示し、共通科目、A群、B群の最低必要単位以上の単位はC群に回すことができるようにしている。

(3) 各コースの内容と履修方法の特色

① 企業法コース

第1次申請書と余りかわらないので、略。

② 公法・政治コース

第1次申請書と余りかわらないので、略。

③ 生活法コース

このコースは企業社会を中心とした企業法コース、国家社会中心の対象にもつ公法・政治コースにたいし、いわば第一義的な社会的主体としての「生活者」を軸とした観点から、個人生活（家庭）等を通じ、多様化する諸制度及び法律知識の整理と理解を求めるものである。従来、個人生活や家庭をめぐる法律学の分野では、原則的に憲法学における基本的人権論を基底とし、民法を中心とした市民法体系による学習・理解が行われてきた。しかし、今日われわれ個人生活次元を基点とするいわば「生活者」の社会における機能・役割は多元な側面をもつに至っている。これらの現状に立ち、社会を構成する伝統的な国家（立法・司法・行政）及び企業（生産・流通）の主体概念に応じて「消費者」の側面、労働市場の新しい展開の下にある「労働者」の側面、近時注目される資本市場における「大衆資本の担い手」としての側面等々密接に関連する機能・役割を「生活者」主体においてとらえ、現実生活の学習をはかるものである。

転じて、本学における地域社会ニーズの背景を職能分野にみても、住宅関連産業・環境・情報業種多様化、地域社会の公共部門やコミュニティ関連業務の拡大、これらに密接な生活商品を取り扱う生産・流通部門の増加、あるいは福祉関連事業及びレジャー

産業に至るまでその実践面においては法律的素養が不可欠なものとなっており、上記の基礎的学習が必要と思われる。

これらの諸点に配慮しつつ本コースではまず、主要科目群（A群）に民法4科目を基本体系として位置づけ、併せて「消費者行動論」「社会福祉論」「広告論」をとりいれるとともに「経済法」「消費者保護法」「住宅関連法」などについても履修をガイドづけた。さらに実践的傾向に対応するものとしては「税法」を、学問的背景への興味に対応するものとしては「法哲学」の履修を可能にしている。

上記A群の学科目編制に加えて自由選択科目（B群）として「社会保障法」「教育法」「無体財産権法」などについても履修可能な編制となっている。したがって、学科目編制においては、「共通科目」（必修3科目を含め6科目以上・合計24単位以上）において、法学部学生の基礎知識の養成を狙いとし、次いで「A群」（選択必修科目1科目を含む7科目以上・合計28単位以上）においてコースに対する学生の知識ニーズに対応した上で、その自由選択に基づき他のコース科目群B群（5科目20単位以上）及びC群（3科目12単位以上）による応用的学科目の学習を方向づける編制となっている。

(4) 学生への単位周知方法と指導

(略)

II. 口頭による留意事項の履行について

1. 刑法の設置科目、単位、履修方法等再検討すること

第一次申請においては、刑法関係の科目は「刑法」（別表1）の1科目だけとしていたが、刑法は必置の重要科目であることから、刑法I（総論）と刑法II（各論）の2科目を設け、これを「共通科目」の中に位置づけ、それぞれ4単位として1・2年次に履修させることに

する。

2. 共通科目，A・B群の履修単位が同数であるが，重要性に応じて傾斜配分などを行うこと

第一次申請においては，A群・B群はそれぞれ同様に6科目24単位以上としていたが，各コースの専門科目であるA群の重要性に鑑みてA群を7科目28単位以上としてウエイトを持たせ，B群を1科目4単位減じて5科目20単位以上とする。

3. 民事訴訟法，刑事訴訟法の担当者を区別すること

第一次申請においては，刑事訴訟法と民事訴訟法を金山丈一教授の担当としていたが，金山丈一教授が刑事訴訟法を担当し，三谷忠之講師（香川大学法学部教授）を民事訴訟法の担当とする。

4. 民法概論と民法Ⅰ～Ⅳおよび企業法通論と商法Ⅰ～Ⅲの内容を明確にすること

(1) 民法概論及び民法Ⅰ～Ⅳは次のような内容とする。

① 民法概論

諸学者が民法全体を短時間で把握できるように平易に総括する。まず民法の意義，法源，指導的原理などを説く。次にわが民法典の編別である総則編，物権編，債権編，親族法及び相続法に従って，具体的事例を盛り込みながら，各編に簡潔かつ適切な開設を加える。（以下略）

② 民法Ⅰ（総則）

民法典の総則を講述する。（以下略）

③ 民法Ⅱ（物権）

民法典の物権編を講述する。（以下略）

④ 民法Ⅲ（債権）

民法典の債権編を講述する。（以下略）

⑤ 民法Ⅳ（親族・相続）

民法典の親族編及び相続編を講述する。(以下略)

(2) 企業法通論及び商法Ⅰ～Ⅲは次のような内容とする。

① 企業法通論

本科目は、各コースに共通の必修科目であり、従来の学問上の商法という枠組みを超えて資本主義経済社会における経済主体としての企業について各種業法などの検討を踏まえ、また地域的特性を加味してその法規制の組織的側面と行為法的側面を中心としつつ、統一的・体系的に概説していく。個別法領域としては、商法・経済法・労働法・税法・憲法行政法・民法などを幅広く考察する。

② 商法Ⅰ（総則・商行為）

本科目は企業組織に関する通則的規定である商法総則と企業取引に関する通則的規定である商行為について判例・資料に基づく具体的事例の検討も加えながら、商法学の基礎と理論の理解に努めていくことになる。

③ 商法Ⅱ（会社法）

略

④ 商法Ⅲ（手形・小切手法）

略

V. 入学状況について（略） 』

**(資料) ② 「松山商科大学法学部設置認可申請書（二次）」（1987年6月29日）
について**

これは、①の留意事項への対応や昇格等その後の変更に基づき、申請したものである。その目次に添い、その大要を紹介する。

〔1. 職員の採用計画を記載した書類

専任者

	開設時	第1年次	第2年次	第3年次	計
学長	1				1
教授	33	1	4	2	10
助教授	9	1	1	1	12
講師	10	0	0	2	12
計	52	2	5	5	64

2. 学長及び教員の氏名、経歴の概要を記載した書類

担当科目名	専任兼担兼任の別	職名	氏名	備考
一般教育・外国語・保健体育				
論理学・宗教学	専任	教授	小池平八郎	
哲学・論理学	専任	助教授	入江重吉	
言語学	専任	講師	川崎典子	
文章表現・文学	専任	講師	佐伯 滋	
文化史	専任	講師	村田邦夫	
文学	兼担	教授	中原成夫	
地理	兼任	講師	松本博之	愛媛大
文学	兼任	講師	松田 宏	短大
民俗学	兼任	講師	守屋 毅	愛媛大
歴史	専任	教授	藤井千之助	
歴史	専任	教授	三崎敬之	
地域と福祉	専任	教授	星島一夫	
国際事情	専任	教授	奥山 達	
経営学	専任	教授	中川公一郎	
法学	専任	教授	田村 譲	
婦人論概説	専任	教授	外崎光広	

社会科学概論	専任	教授	伊達 功	
経済学	専任	講師	二神孝一	
国際関係論	専任	講師	中嶋慎治	
政治学概論	兼担	教授	前田繁一	
法学	兼担	教授	三好 登	
法学	兼担	助教授	森田邦夫	
政治学概論	兼担	講師	村田邦夫	
社会学	兼担	助教授	国崎敬一	
教育学・社会学	兼任	講師	伊藤恒夫	
政治学概論	兼任	講師	河合恒生	愛媛大
歴史	兼任	講師	井原康男	短大
自然科学概論・ 物理学・地球と 人間	専任	教授	木村 悠	
心理学	専任	教授	腰山静雄	
数学	専任	教授	水田幸令	
生物学	専任	教授	沢田充明	
化学	専任	教授	須賀正夫	
統計学	専任	教授	松野五郎	
統計学・コンピュ ータ概論	専任	助教授	光藤 昇	
工学	専任	助教授	居川正弘	
コンピュータ概論	専任	助教授	墨岡 学	
心理学	専任	教授	井出 正	
数学	兼任	講師	八塚 進	
英語	専任	教授	井上一郎	
英語	専任	教授	白川正之	
英語	専任	教授	三浦正孝	

英語	専任	教授	久保 進	
英語	専任	教授	田中七郎	
英語	専任	助教授	増野美津	
英語	専任	助教授	高尾典史	
英語	専任	講師	佐藤利啓	
英語	専任	講師	波多野五三	
英語	専任	講師	リンダ・K・カドタ	
英語	専任	講師	R・E レインビル	
ドイツ語	専任	教授	中原成夫	
ドイツ語	専任	助教授	館野日出男	
ドイツ語	専任	教授	大浜るい子	
フランス語	専任	教授	真部正規	
フランス語	専任	教授	青木正樹	
フランス語	専任	教授	大浜 博	
中国語	専任	助教授	増野 仁	
中国語	専任	講師	西上 勝	
英語	兼担	教授	小池春江	
英語	兼担	教授	飛驒知法	
英語	兼担	教授	藤原 保	
英語	兼担	教授	増田 豊	
英語	兼担	教授	渡部 孝	
英語	兼担	助教授	岡山勇一	
英語	兼担	助教授	藤井 泰	
英語	兼担	講師	川崎典子	
英語	兼担	助教授	奥村義博	
英語	兼任	講師	塩入 徹	東雲短大
英語	兼任	講師	石丸 正	東雲短大

英語	兼任	講師	中村保夫	愛媛大
英語	兼任	講師	小野 捷	愛媛大
英語	兼任	講師	守口三郎	愛媛大
英語	兼任	講師	竹永雄二	愛媛大
英語	兼任	講師	武智正治	東雲短大
英語	兼任	講師	楠橋 治	東雲短大
英語	兼任	講師	糸藤 洋	愛媛大
英語	兼任	講師	井門義男	愛媛大
ドイツ語	兼任	講師	牧 秀明	愛媛大
ドイツ語	兼任	講師	松本 要	愛媛大
ドイツ語	兼任	講師	宇和川耕一	愛媛大
ドイツ語	兼任	講師	山本篤司	愛媛大
ドイツ語	兼任	講師	森 孝明	愛媛大
フランス語	兼任	講師	高木 裕	愛媛大
フランス語	兼任	講師	中安ちか子	愛媛大
中国語	兼任	講師	松田 宏	短大
スペイン語	兼任	講師	アドリアン ・ベレス	愛和聖母 幼稚園園長
体育	専任	教授	五島昌明	
体育	専任	教授	金村 毅	
体育	専任	教授	中村 章	
体育	専任	助教授	松村英介	
体育	兼任	講師	鵜川 是	愛媛大
体育	兼任	講師	増田隆信	自営業
体育	兼任	講師	野間英雄	
体育	兼任	講師	井手上旭	
体育	兼任	講師	久保玄次	愛媛大

法学専門教育科目

民法概論・民法Ⅳ	専任	教授	石原善幸
政治学・国際 政治論	専任	教授	前田繁一
民法Ⅰ	専任	教授	小脇一海
刑事訴訟法	専任	教授	金山丈一
税法	専任	教授	石倉文雄
法哲学	専任	教授	佐伯 守
国際法	専任	教授	城戸正彦
刑法Ⅰ・Ⅱ	専任	教授	竹内 正
憲法	専任	教授	竹宮 崇
政治史	専任	教授	藤井高美
商法Ⅱ・労働法	専任	教授	越智俊夫
企業法通論	専任	助教授	森田邦夫
経済法・外国 法・国際取引 法	専任	助教授	高橋紀夫
民法Ⅱ・住宅 関係法	専任	教授	三好 登
行政法	専任	助教授	横山信二
消費者保護法・ 民法Ⅲ	専任	講師	伊藤 浩
地方自治法・ 公務員法	専任	講師	妹尾克敏
社会政策総論	兼担	教授	望月清人
社会思想史	兼担	教授	伊達 功
財政学総論	兼担	教授	山口卓志
交通論	兼担	教授	宮崎 満
経済史概論	兼担	教授	岩橋 勝

経営学原理	兼担	教授	高沢貞三	
企業形態論	兼担	教授	中川公一郎	
経営労務論	兼担	教授	岩国守男	
商学総論・マーケティング総論	兼担	教授	井上幸一	
会計学通論	兼担	教授	清水茂良	
財務会計論	兼担	教授	神森 智	
税務会計論	兼担	教授	原田満範	
広告論・消費者行動論	兼担	教授	中山勝己	
貿易論	兼担	教授	八木功治	
産業社会学・理論社会学	兼担	教授	横山知玄	
社会調査方法論	兼担	教授	山口弘光	
経済原論	兼担	助教授	宮本順介	
社会福祉論	兼担	助教授	宮本清子	
マスコミュニケーション論	兼担	助教授	仲田 誠	
経営管理総論	兼担	助教授	塩次喜代明	
法制史	兼任	講師	矢野達雄	愛媛大
国際私法	兼任	講師	岩崎一生	愛媛大
政治思想史	兼任	講師	戸沢健次	愛媛大
行政学	兼任	講師	北原鉄也	愛媛大
教育関係法・公務員法	兼任	講師	早田幸政	大学基準協会
社会保障法	兼任	講師	木村五郎	愛媛大
倒産法	兼任	講師	新田武治	弁護士
無体財産権法	兼任	講師	長尾貞吉	弁護士

保険論・金融法	兼任	講師	野上鉄夫	愛媛大
商法Ⅰ	兼任	講師	平田伊和男	広島大
民事訴訟法	兼任	講師	三谷忠之	香川大
企業法務	兼任	講師	松島成多	三菱電機

3. 教員の履歴書，教育研究業績書，職務調書，及び就任承諾書並びにこれらのものの就任に係る所属長の承諾書（略）

4. 設備の概要を記載した書類（略） 』

（資料）③「松山商科大学法学部設置認可申請に係る補正申請書」（1987年10月28日）について

これは，第2次申請書をさらに変更補正したものである。その目次に添い，大要を紹介する。

「1. 補正事項・補正の理由を記載した書類

A. 補正事項・補正の理由を記載した書類 A-1

教員の交替

担当科目	旧	新	変更理由
宗教学	小池平八郎	高尾 哲	担当科目と担当者業績内容との整合性を重視し，より適切な授業の実施を目的とした。（新規補充）
言語学	川崎典子	久保 進	川崎典子退職のため
フランス語	真部正規	真部正規	教育経験を重視（再提出）
保健体育	増田隆信	酒井達郎	担当科目につき業績を有すものをあてることにした。（新規補充）
	野間英雄		
	井手上旭		

刑事訴訟法	金山丈一	野間礼二	担当科目と担当者業績内容との整合性を重視し、より適切な授業の実施を目的とした。(新規補充)
法哲学	佐伯 守	佐伯 守	生活法コースの授業運用に配慮し、従来よりも広い視野から授業をはかると同時に教育経験を重視した。
行政法	横山信二	横山信二	担当科目について提出論文を提示して再審査を受けた。 (再提出)
消費者保護法	伊藤 浩	小脇一海	担当科目と担当者業績内容との整合性を重視し、より適切な授業の実施を目的とした。
公務員法	妹尾克敏	早田幸政	担当科目と担当者業績内容との整合性を重視し、より適切な授業の実施を目的とした。
国際政治論	前田繁一	河合恒生	同。

Aの2 教員の追加

民事訴訟法	法学部専任講師	小橋馨 (神戸大学大学院博士課程在学中)	担当科目と担当者業績内容との整合性を重視した措置。科目担当者中、より専任教員の比率を高めるとともに
-------	---------	----------------------	---

年齢構成を配慮し、今後手
続き法における一層の充実
を目的とした。

B 教育課程の変更

B-1

（年次配当の変更で、略）

2. 設置する大学等の概要を記載した書類（様式第2号）1-1
（これまでに申請したものと同じで、略）
3. 設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類（略）
4. 学長及び教員の氏名、経歴などを記載した書類（様式第3号）4-1
（略）
5. 今回の補正申請に係る学長及び教員の個人調書（様式第4号その1～
その5）①-1（略）
6. 複数の授業担当科目で、「不可」となった科目を減じて担当する場合は、その者に係る就任承諾書（様式第4号その4）」（略）

（資料）④「松山商科大学法学部設置認可申請に係る一部変更申請書」（1988年1月13日）について

これは、最終変更である。その目次に添い、大要を紹介する。

「1. 変更内容を記載した書類

教員の交替

担当科目	旧	新	変更理由
宗教学	高尾 哲	黒木幹夫	担当科目と担当者業績内容との整合性を重視し、より適切な授業の実施を目的とした。

2. 学長及び教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類

(補正した後の、最終的な担当教員の氏名である、略)

既存学部から法学部への教員移籍と既設学部の教員補充計画

法学部への移籍教員

現職	氏名	法学部への移籍年月
一般教育教授	前田繁一	昭和 63 年 4 月 1 日
経営学部教授	石原善幸	昭和 63 年 4 月 1 日
経済学部助教授	森田邦夫	昭和 63 年 10 月 1 日
経済学部助教授	三好 登	昭和 65 年 4 月 1 日
経営学部助教授	高橋紀夫	昭和 65 年 4 月 1 日

既設学部の教員補充計画

職名	担当科目名	氏名	就任予定年月
一般教育講師	国際関係論	中嶋慎治	昭和 63 年 4 月 1 日
経営学部教授	生産管理	湊 晋平	昭和 62 年 4 月 1 日
経済学部講師	計量経済学	藤井輝明	昭和 63 年 4 月 1 日
経済学部教授	産業経済論	鈴木 茂	昭和 63 年 4 月 1 日
経営学部講師	保険論	吉田友之	昭和 63 年 4 月 1 日

3. 今回の補正申請に係る教員の個人調書

(黒木幹夫の調書故、略)

」

4) 1988 年度

越智学長3年目。法学部開設の年である。経済学部長は比嘉清松，経営学部長は中川公一郎，人文学部長は千石好郎が続けた。新設の法学部長には前田繁一が就任した。経済学研究科長は伊達功が続け，経営学研究科長は岩国守男が続けた。全学の校務体制は，教務委員長は岩林彪に代わって新しく三浦正孝が就任した（1988年4月1日～1989年3月31日）。学生委員長は増田豊が続けた。入試委員長は岡野憲治に代わって，新しく原田満範が就任した（1988年4月1日～1992年3月31日）。図書館長は星野陽が1988年11月30日まで続

けたが、病気辞任し、12月1日から望月清人に交代した(1988年12月1日～)。経済経営研究所長は青野勝広が続けた。事務局長は山崎敏夫が続けた。学校法人面では神森智、高沢貞三、宮崎満が理事を続け、越智理事長を支えた¹⁾

本年度、法学部の新設に伴ない、次のような多くの教員が採用された²⁾

法学部

竹内 正 1925年2月鳥取県生まれ、京都大学大学院法学研究科。教授として採用。刑法。

竹宮 崇 1941年12月愛媛県生まれ、九州大学大学院法学研究科博士課程。教授として採用。憲法。

野間礼二 1926年5月大阪府生まれ、京都大学法学部卒。裁判官。教授として採用。法学。

小橋 馨 1959年6月京都府生まれ、同志社大学大学院法学研究科博士課程。講師として採用。法学・民事訴訟法。

田村 譲 1943年1月愛媛県生まれ、明治大学大学院法学研究科博士課程。教授として採用。法学。

澤田充明 1922年10月愛媛県生まれ、東京帝大大学院。教授として採用。生物学。

青木信之 1959年3月大阪府生まれ、広島大学大学院教育学研究科博士課程。講師として採用。英語。

大和田英子 筑波大学大学院文芸言語研究科。講師として採用。英語。

経済学部

鈴木 茂 1949年3月愛媛県生まれ、京都大学大学院経済学研究科博士課程。教授として採用。財政学総論。

1) 『学内報』第136号、1988年4月1日。

2) 『学内報』第136号、1988年4月1日。『学園報』第78号、1988年4月1日。

外崎光広 1920年6月北海道生まれ、同志社大学大学院法学研究科。高知短期大学教授。教授として採用。婦人論概説。

星島一夫 1922年9月岡山県生まれ、京都帝大大学院経済学研究科。愛媛大学教授。教授として採用。地域と福祉。

中嶋慎治 1952年3月京都府生まれ、同志社大学大学院経済学研究科博士課程。講師として採用。国際関係論。

藤井輝明 1960年5月徳島県生まれ、京都大学大学院経済学研究科博士課程。講師として採用。計量経済学，経済学。

村上扶美枝 同志社大学大学院文学研究科博士課程単位取得，講師として採用。英語。

カロリン・フンク 1961年1月西ドイツ生まれ，フライブルグ大学大学院修士課程。講師として採用。ドイツ語。

経営学部

笠原俊彦 1942年3月香川県生まれ，一橋大学大学院商学研究科博士課程。教授として採用。経営学原理・経営学総論。

吉田友之 1955年2月京都府生まれ，関西大学大学院商学研究科博士課程。講師として採用。保険論。

人文学部

中村 章 1923年1月愛媛県生まれ，東京高等師範学校卒。教授として採用。体育。

王 振昆 1933年5月中国生まれ，北京大学卒。講師として採用。中国語。

また、既存学部から法学部への移籍があり、経済学部の前田繁一(政治学等)、森田邦夫(商法総則商行為等)、中原成夫(ドイツ語)が、経営学部の石倉文雄、石原善幸(民法総則等)、松村英介(体育)が法学部に移籍した。また、藤井高美(法人所屬)も法学部に移籍した。

4月1日、午前10時より愛媛県民文化会館にて入学式が挙行された。経済学部487名、経営学部452名、人文学部英語英米文学科110名、同社会学科148名、法学部301名が入学した。大学院経済学研究科修士課程は2名、博士課程は1名が入学した。経営学研究科修士課程は3名、博士課程は1名が入学した³⁾

越智学長の式辞は次の通りで、新しくスタートする法学部の一期生を迎え、新生ショウダイ元年と言わせて頂きます。皆さん一人一人がこれからの学生生活を通じてその豊かな個性をつくって頂きたい、と述べた⁴⁾

「本日ただいま、皆さんの代表の方々から、入学宣誓、署名をしていただきました。これで、皆さんは松山商科大学の学生になりました。ここに、そのことを確認し、同時に皆さんを迎えいれます大学の教職員を代表しまして、心からおめでとうとご祝福を申し上げます。

また、本日の晴れの式典に多数ご父兄のご参加を賜り、有難うございました。高いところから、謹んでご子弟のご入学おめでとうございましたと、お喜びを申し上げます。

壇上に向って左側が、これから教えを賜る先生方です。向って右側にご着席の方々の多くの方は、温山会とよんでおります同窓会員です。皆さんと共に、厚く御礼を申し上げます。また本日は、文部大臣、愛媛県知事、松山市長その他各地各界多数の方々から、皆さんの御入学を祝う電文、メッセージをいただきました。皆さんと共に、厚く感謝を申し上げたいと存じます。

さて、先程から新しく入学なされた皆さん一人一人の顔を拝見してまいりますと、それぞれ顔かたちは違い、その表わし方も異なるかと思いますが、心の中は一樣に晴れ晴れとしていることがよく伝わってきます。咲き始め

3) 『学内報』第137号、1988年5月1日。

4) 同。

たソメイヨシノの一輪一輪を愛でたい感じですし、桜花爛漫たる公園に佇んでいる感じです。一輪一輪の桜花は、これまでの冬の厳しさに堪え、一雨ごとにその蕾を大きくし、いま松山商科大学のキャンパスに華開いたのです。

ここで、暫く過去を振り返ってみましょう。ここに集まっております皆さんは、それぞれ違ったところで生まれました。そして、異なった環境のもとで、それぞれ、いろいろな方との出会いのうちに今日を迎えました。そしていま、ここでは主人公の座席にこれからの友達と一緒に座っています。顔かたちの違うように、今の時点では、皆さん一人一人それぞれが、その資質、能力の違いをお互いに感じあっているかも知れません。しかし、そのことは、はっきりと申し上げて間違いです。まだ皆さんは、未完成で、無限の広がりと深さを秘めているはずです。人生をよくマラソン競争に譬えますが、誰かの独走する姿、何人もの先頭集団の姿を思い起こしてはいけません。よしんばマラソンに譬えるにしても、いまスタートラインに並んで、号砲を待つ姿を連想して下さい。人生はトーナメント方式ではありません。つねに、敗者復活戦が用意されているのです。人生に勝敗はありません。しかし、あえてそれを認めたとしても、常に敗者復活戦があるのですから、勝つためには、堪えず努力し続けることが必要です。未完成で、無限の広がりと深さを秘めている可能性を開拓するべく、自ら努力し続けることが学ぶということだと考えます。四〇年を越えて教壇に立ち、いまだに解らないことと模索をしております者が、教育ということをおこなうのはおこがましいことですが、ドイツ語の *Erziehung* (教育) ということは引き出すという意味で、各人の持っている資質、能力を十二分に引き出し、華開かすことが教育であることは間違いないと確信しています。引き出してもらい、自ら学び、自分の資質、能力を向上していく中で、それぞれの人は個性を持つこととなります。自分の性癖(くせ)や欠点を素直に認め、過去の失敗はそれを活用し、また自分の不得意、不得手なことは避けて通

らないで、苦しくとも自分を磨きつづけるというのが、個性化の時代でいう個性だろうと思います。これまでより自由に翔ける松山商科大学の中で、個性形成の青春時代をのびのびと送っていただきたいものです。

いま、四年制大学に限っても、その数は全国で四九〇校の多さを数えます。個性化を求める時代の要請は、これら大学にもそれぞれの個性化を求めています。

幸い、皆さんがこれから学ばれる松山商科大学は大正十二年の創立以降、松山高商、松山経専と続く六五年の輝かしい歴史を持っております。また、真実、忠実、実用の立派な三実主義という校訓、校是を建学の精神として維持しつづけています。そして現在、各地域の各職場で、卒業生の方々がそれぞれ、これまた立派な活躍ぶりを示してくれています。全国の四年制大学のうち七三％を占める私立大学三五七校中、いわゆる有名私大に名を列ねています。その、松山商科大学は、今年さらに、経済、経営、人文学部という既存の学部の上に新たに、法学部を加え、名実ともにいわゆる文科系総合大学として再発足することとなりました。

新しくスタートする法学部の第一期入学生を含め、新入生の皆さんを迎えて、あえて、新生商大元年と云わしていただきますが、その冒頭に当って皆さん一人一人がこれからの学生生活を通して、その豊かな個性をつくられていく青春日記を、書き綴っていただきたいと、強く希望いたします。

最後に校歌の一番を示して、式辞といたします。

松山商大 この名に栄あれ

校訓三実わが身に体して

学ばば行い 習わば為さんと

誓いし 若人 ここにぞ集える

昭和六三年四月一日

松山商科大学長

越智 俊夫]⁵⁾

さて、この年に入り、理事会と教職員会の間での入試手当配分にあたり、故山口卓志教授に入試手当が配分されていないこと（山口教授は多忙な中、出題をしていた）、さらに前年の12月のボーナスが支給されていないことが判明し、教職員会（委員長八木功治、書記長藤本昌司、委員に田村讓、川東ら）との間で団体交渉が行なわれた。理事会側は当初「死んだ人には出せない」などと主張していたが、教職員側は本学の給与規程は公務員の給与規程に準拠しており、公務員が在職中死亡した場合には期間計算してボーナスを支給していることを指摘し、激しく追及した。その後、理事会側もおれ、給与規程を改正し、遺族に支給した。

また、本年大量の新人教員が採用されたが、その約半分の人たちの給与計算（初任給格つけ）に誤りがあることが判明した。理事会側は当初「法学部ができたので特別だ」などと道理に合わない主張をしていたが、これも教職員会側と激しいやりとりがあり、理事会側も誤りを認め、最終的に訂正された。

5月、経済学部は第1回経済学部学内ゼミナール大会を開催した。それまで、中断していた学内ゼミナール大会の復活であり、ゼミ活性化のためであった。3年生のゼミ生が4年生になって発表した⁶⁾

9月22日、人文学部長の任期満了に伴う人文学部長選挙が行なわれ、千石教授が再選された（～1990年10月31日）⁷⁾

9月24日、大学院入試（修士課程）が行なわれた。経済学研究科の受験者はいなかった。経営学研究科は4名が受験し1名が合格した⁸⁾

5) 松山大学総務課。

6) 松山大学経済学部のホームページより。

7) 『学内報』第142号、1988年10月1日。

8) 同。

9月28日、法学部ができたことにより、越智学長は学長の諮問機関として、新校名検討委員会を発足させ（委員は教員8名、事務職員6名、大学学生3名、短大学生2名、委員長は望月清人経済学部教授）、審議の結果、10月25日に答申が出た。それは、「松山商科大学の名称を『松山大学』とし、松山商科大学短期大学部を『松山短期大学』とするのが望ましい」というものであった。そして、その直後の合同教授会で審議決定し、11月2日の評議員会および理事会にて、来春より校名変更することを決定した⁹⁾

10月31日、去る2月2日付けで諮問のあったキャンパスプランについて、「キャンパスプラン会議」（議長神森智理事）の答申がなされた。それは次の通りであった¹⁰⁾

1. 昭和64年度（1989）に、教室棟、厚生棟及び研究室棟を、昭和65年度（1990）に教室棟（3号館の建て替え）を建設する必要がある。
2. 上記に引き続いて、体育館、武道館、図書館書庫（増設）、教室棟（2号館の建て替え）、図書館等を建設整備することが必要である。

11月1日、越智理事長は「学長選挙に投票できる者の会議（有権者会議）」を開いた。それは、現行の学長選挙の推薦委員会方式において、特に一人に絞ることへの不満があった。そこで、付帯決議として、「学長選考規程検討委員会」を理事長の諮問機関として組織し、1990年3月31日までに現行学長選考規程の検討を行なうこととすることが決議された¹¹⁾

11月20日、1989年度の推薦入試が行なわれた。経済、経営、人文は指定校制であったが、新設の法学部は一般公募制をとった。その結果は次の通りである¹²⁾

9) 『学内報』第143号、1988年11月1日。『学内報』第144号、1988年12月1日。

10) 『学内報』第144号、1988年12月1日。

11) 『学内報』第156号、1989年12月1日。

12) 『学内報』第145号、1989年1月1日。『学園報』第80号、1989年2月8日。

	募集人員	志願者	合格者
経済学部	約 90 名	120 名	112 名
経営学部	約 90 名	149 名	147 名
人文英語	約 20 名	18 名	18 名
同 社会	約 30 名	33 名	32 名
法学部	約 40 名	247 名	41 名

12月末で越智俊夫学長の任期が満了となるので、現行の松山商科大学学長選考規程に基づき、10月、各母体から推薦委員の選出がなされた。推薦委員は、経済学部から岩林彪、田辺勝也、比嘉清松、村上克美、経営学部から岩国守男、神森智、高沢貞三、中川公一郎、人文学部から国崎敬一、千石好郎、法学部から竹宮崇、森田邦夫。事務職から山崎敏夫等8名、温山会から2名であった。11月16日、学長候補者推薦委員会が開かれ、理事の神森智経営学部教授1人が推薦された。そして、11月24日に神森教授への信任投票が行なわれ、神森智経営学部教授（61歳）が9代目の学長に選出された。

11月25日、神森智次期学長は記者会見し、次のような抱負を語った。

「いい大学にする。いい短大にするということに努めたい。皆さんに知恵を出してもらって、問題提起をし、お世話をするのが私の役割と考えている。現在は限られたエリートでなく大衆化した教育になって来ているだけに、本学の校訓三実を生かした、実際に役に立つ“実用主義”に馴染む人材の養成をして行きたい。また松山高商以来の連綿として流れている自治の精神を受け継ぎ、大学を運営し、まずは今春スタートした法学部の完成に向け力をそそぎたい」¹³⁾

13) 『学内報』第144号、1988年12月1日。『温山会報』第31号、1988年12月。

ところが、また、悲劇が起きた。学長選さなかの、11月18日、越智俊夫学長・理事長は体調不良により日赤に入院した。そして、一ヶ月後の12月16日午後5時肺梗塞による呼吸不全のため逝去した。享年64歳であった。

そのため、12月16日付けで、次期学長に決まっていた神森智教授が学校法人松山商科大学理事長代行、松山商科大学学長代行、短大学長代行に就任した（～1988年12月31日）¹⁴⁾

また、12月16日に、理事欠員に伴う評議員会が開かれ、理事選挙が行なわれ、比嘉清松教授（現経済学部長）が選出された¹⁵⁾

本年度も、学生の自主的研究活動の場である、第35回全日ゼミ（12月20～22日、関西大学）、第28回中四ゼミ（11月26、27日、広島経済大学）が開かれた¹⁶⁾

12月27日午後1時より33番教室にて故越智俊夫前学長の大学葬が行なわれ、約1,000名が参列した。葬儀委員長の神森智次期学長が、追悼の辞を述べ、越智先生が尽力された法学部を立派に完成させたいと、述べた¹⁷⁾

お わ り に

3年にわたる越智俊夫学長時代（在任：1986年1月1日～1988年12月16日）の松山商科大学の歴史における特記すべき事項ならびにその功績について、まとめておこう。

第1に、第4の学部として法学部設置を申請し、開設させたことである（1988年4月）。これが最大の功績であろう。

第2に、施設面では、法学部校舎（7号館）を竣工させたことである（1988年1月）。

14) 『学内報』第145号、1989年1月1日。

15) 同。

16) 松山商科大学経済学部清野ゼミナール『AD2001』第7号、1989年3月。清野ゼミは参加、発表している。

17) 『学内報』第145号、1989年1月1日。『学園報』第80号、1989年2月8日。

第3に、法学部開設に伴い、松山商科大学を松山大学へ校名変更を決定したことである（1988年11月）。

第4に、だが、法学部開設に伴う犠牲は大きかった。法学部開設のため文字通り獅子奮迅の働きをしていた法学部設置委員長の山口卓志理事（経済学部教授）が47歳の若さで、亡くなったことである（1987年11月）。さらに続いて、1年後、越智学長自身が在職期間を満了することなく、亡くなったことである（1988年12月）。

第5に、入試問題の誤配という前代未聞のミスが発生したことである（1988年2月）。

第6に、キャンパスプラン会議を開き、今後の施設建設の方向性を示したことである（1988年10月）。

第7に、学長候補を一人に絞ることへの不満から学長選考規程の検討を開始し始めたことである（1988年11月）。